

平成30年度ふぐ処理師試験問題（衛生関係法規）

※受験番号を記入してください。

※解答は解答欄に記入してください。

| | |
|------|--|
| 受験番号 | |
| 得点 | |

問1

次の文章は、「食品衛生法」第1条で規定されている目的を述べたものです。()の中に入る適当な語句を下記の語群から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

この法律は、食品の(ア)の確保のために(イ)の見地から必要な(ウ)その他の措置を講ずることにより、(エ)に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の(オ)の保護を図ることを目的とする。

問1 解答欄

| | |
|---|---|
| ア | ④ |
| イ | ① |
| ウ | ⑦ |
| エ | ② |
| オ | ⑧ |

- ① 公衆衛生 ② 飲食 ③ 生活 ④ 安全性 ⑤ 品質性 ⑥ 検査 ⑦ 規制
⑧ 健康 ⑨ 保健衛生

問2

次の「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (ア) ふぐ取扱いに従事するときは、免許証を携帯し、関係者から請求があるときは、免許証を提示しなければならない。
- (イ) ふぐ処理師は認証施設以外の場所であっても、ふぐ取扱いを行うことができる。
- (ウ) 知事は、ふぐ処理師が免許証を他人に貸与した場合には、免許を取り消すことができる。
- (エ) ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に收容し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。
- (オ) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第7条で定める都道府県のふぐ処理師免許を受けた者が、当該都道府県で処理したふぐであっても、鳥取県のふぐ処理師が処理の確認をしたものでなければ食用として販売できない。

問2 解答欄

| | |
|---|---|
| ア | ○ |
| イ | × |
| ウ | ○ |
| エ | ○ |
| オ | × |

※解答は解答欄に記入してください。

| | |
|----|--|
| 得点 | |
|----|--|

問3

次の「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則」第28条で規定された、ふぐの処理が適切に行われたことを確認するために記録すべき事項の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

問3 解答欄

| | |
|---|---|
| ア | ○ |
| イ | ○ |
| ウ | ○ |
| エ | × |
| オ | ○ |

(ア) 原料としたふぐの種類

(イ) 処理したふぐ処理師又は認証営業者の住所及び氏名

(ウ) 処理をした年月日

(エ) クサフグを原料としたものにあつては、漁獲された海域

(オ) 塩蔵処理を行った加工製品にあつては、マウス毒性試験の方法による毒性検査の結果

問4

次のふぐ処理師と認証営業者に関する事項の記述と、最も関係のある申請手続き等を下記の語群から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

問4 解答欄

| | |
|---|---|
| ア | ④ |
| イ | ⑦ |
| ウ | ⑤ |
| エ | ② |
| オ | ① |

(ア) ふぐ取扱営業を廃止したとき

(イ) 免許証を損傷したとき

(ウ) 免許証に記載の氏名を変更したとき

(エ) 専任のふぐ処理師を変更したとき

(オ) 紛失した免許証を発見したとき

- | |
|---|
| ①免許証の返納 ②認証書の書換交付の申請 ③免許証の廃棄 ④認証書の返納 ⑤免許証の書換交付の申請 ⑥認証書の新規申請 ⑦免許証の再交付の申請 ⑧認証書の廃棄 |
|---|